

## 授業料・受講料に関するお知らせ

### 1. 授業料・受講料について

#### (1) 授業料・受講料の額

定時制：1,620円（1単位につき）  
通信制：300円（1単位につき）

#### (2) 納付時期

納付日は、原則毎月17日  
ただし、  
4・5月分・・・5月17日に納付  
7・8月分・・・8月17日に納付  
2・3月分・・・2月17日に納付  
※詳細は別途学校から通知します

### 2. 就学支援金制度について

- 就学支援金は返済不要の制度です。
- 県に就学支援金の申請を行い、認定を受けた方は、原則、授業料・受講料（以下「授業料等」という）の納付が不要となります（裏面の「支給限度」の範囲内に限ります）。
- 就学支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。県が国から生徒に代わって受け取り、授業料等に充てます。

#### (1) 対象者（以下のいずれにも該当する生徒が対象となります）

- ◆ 令和2年7月分から所得要件が変更となりました。ただし、基本的には、これまでと変わりなく、年収目安910万円未満の方が対象となります。

- ① 国内居住要件 日本国内に住所を有する方  
② 在学要件 高等学校等を卒業又は修了していない方  
高等学校等の通算在学期間が48月(定時・通信制)を超えていない方  
③ 所得要件 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、  
30万4,200円未満の方  
【算定式】(市町村民税)の課税標準額×6% - (市町村民税)の調整控除の額

※科目履修生は、就学支援金の対象になりません。

#### (2) 手続き（7月～翌年度6月分の就学支援金の手続き）

- 入学年の4月分～6月分については別途手続きが必要です。詳細については学校からの通知を確認の上手続きを行ってください。
- ◆ 全生徒いずれかの手続きが必要となりますので、該当する手続きを行ってください。
- ◆ 1年生は、4月申請の認定結果(6月下旬発送)を受けて、該当する手続きを行ってください。

#### ○ 7月からも就学支援金の受給を希望する場合

- ① 現在、就学支援金を受給しており、既に個人番号（マイナンバー）を提出している方  
➤ 「7月届出・申請に係る事前の意向確認票」の提出

② 現在、就学支援金を受給しており、個人番号（マイナンバー）を提出していない方

- 「7月届出・申請に係る事前の意向確認票」の提出
- 個人番号カードの写し等を貼り付けした「個人番号カード（写）貼付台紙（様式第4号）」の提出

⇒ 詳細については学校事務室にお問い合わせください。

③ 現在、就学支援を受給しておらず、7月から就学支援の受給を希望する方

- 「7月届出・申請に係る事前の意向確認票」の提出
- 「オンライン申請（学校でID・パスワード配布）」又は「受給資格認定申請書」の提出
- 個人番号カードの写し等を貼り付けした「個人番号カード（写）貼付台紙（様式第4号）」の提出

⇒ 詳細については学校事務室にお問い合わせください。

○ 7月から就学支援金の受給を希望しない場合

- ① 対象要件を満たさない方
- ② 就学支援金の受給を希望しない方
- ③ 現在、就学支援金を受給しているが、7月から対象要件を満たさなくなる方
  - 「7月届出・申請に係る事前の意向確認票」の提出

**(2) 認定結果**（県で審査のうえ、下記の時期に申請した生徒あて郵送します）

4月～6月分・・・6月頃通知

7月～翌年度6月分・・・9月頃通知

※定時制・通信制は、履修登録単位数によって、全単位数分支給されない場合があります。

審査の結果、「不認定」となった場合は、猶予されていた授業料等を一括して納付していただくこととなります。提出にあたっては、対象要件等を十分にご確認ください。

**(3) 支給限度**（就学支援金には、支給期間や単位数に上限があります）

	支援期間の上限	支援される単位の上限
全 日 制	36月（3年）まで	
定 時 制	48月（4年）まで	年間30単位まで、かつ、通算74単位まで
通 信 制	48月（4年）まで	年間30単位まで、かつ、通算74単位まで

**(5) その他**

◇ 以下の項目に該当した場合は、速やかに学校へ連絡のうえ、改めて届出等を行ってください。

- ① 保護者等の変更があった場合
- ② 休学に伴い支給を停止する場合、又は復学に伴い支給を再開する場合
- ③ 税額の更正、又は決定により課税額に変更が生じた場合

◇ 対象要件に該当した場合等の理由で、随時申請を行うことができます。ただし、支給は申請のあった月からとなります。

## ☆☆☆ 他にも、授業料の負担軽減のための支援制度があります!!

### 3. 学び直し支援金について

- 高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、公立高等学校等に再び入学した場合、原則 24 月間、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料に直接充てられ、授業料等の納付が不要となります。
- 詳しくは学校事務室まで、ご相談ください。

#### 対 象 者 (以下のいずれにも該当する生徒が対象となります)

- |   |  |
|---|--|
| ① 日本国内に住所を有する方  | ⑤ 高等学校等を退学したことのある方                             |
| ② 高等学校等を卒業又は修了していない方                                    | ⑥ 学び直し支援金の支給期間が 24 月(定時制・通信制)未満の方              |
| ③ 高等学校等の通算在学期間が 48 月を超えている方(定時制・通信制)                    | ⑦ 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30 万 4,200 円未満の方 |
| ④ H26.4.1 以降に高等学校等に入学した方 <small>(就学支援金対象者であった方)</small> | 【算定式】(市町村民税の課税標準額×6% - (市町村民税の調整控除の額           |
- ただし、③に該当しない方でも、単位数合計が 74 を超える場合は対象となります

### 4. 授業料の減免制度について

- 課税額では就学支援金の対象とならないものの、失業等により世帯の収入が急変した場合や休学したとき、就学支援金の支援期間内に支給される単位の上限を超えて履修登録した場合など、授業料等が減免になることがあります。
- 詳しくは学校事務室まで、ご相談ください。